

お客様各位

2024 年 10 月 9 日

2024 年台風第 10 号の影響により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について

このたびの 2024 年台風第 10 号（以下、「当該台風」）の影響により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、当該台風の影響により、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置の適用をおこなうことといたしました。

対象となる地域において、当該台風の影響により被災されたお客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。

1 適用対象（2024 年 10 月 7 日時点）

以下の災害救助法が適用された地域の被災されたお客さま

災害救助法適用日：2024 年 8 月 29 日

適用都道府県：静岡県

適用市町村：浜松市

2 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の 1 ヶ月間延長

2024 年 8 月分、9 月分および 10 月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から 6 ヶ月間に限り、電気料金を申し受けません。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2025 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

(4) 工事費負担金等相当額の免除

中部電力パワーグリッド株式会社が当該台風の影響に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金等の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

本件に関するお問合せ先

ご不明点等あれば、お気軽に下記までお問合せください。

株式会社浜松新電力

Mail save-power@hamamatsu-e.co.jp

TEL 053-455-5077